

＝ BasicOneGolf アカデミー 利用規約 ＝

第 1 条(目的)

本規約は、株式会社小松ゴルフ企画（以下「当社」といいます。）が BasicOneGolf アカデミーとして運営する会員制ゴルフレッスンスクール施設（以下「当施設」といいます。）の入退会や利用に関するルールを定めることを目的とします。

第 2 条(会員制)

1. 当施設は会員制とします。
2. 当施設に入会される方は、本規約その他規則を承諾し、所定の入会申込手続きが必要となり、当社が会員として適切であると判断した申込者は入会が認められ、当施設を利用することができます。
3. 会員は、本規約当施設が入居する施設内の諸規則、その他当社が定める規則を全て遵守しなければなりません。

第 3 条(入会資格)

次の各号のいずれかに該当する者は会員になることはできません。

- ・ 本規約その他当社が定める規則を遵守できない者
- ・ 入会申込を行う申込者と同一人物であることを確認できない者
- ・ 過去または現在において暴力団もしくは反社会的勢力に属し、またはそれらに属する者との関係を有する者と判断した者
- ・ 伝染病、その他、他人に伝染または感染する恐れのある疾病を有している者
- ・ 20 歳未満の者
- ・ 公序良俗に反する行為をするおそれがあると認められる者
- ・ その他、当社が会員としてふさわしくないと当社が判断した者

第 4 条(会費、入会金等)

1. 会員は、会費および入会金、当社の定めるその他費用（以下「会費等」といいます。）を当社所定の方法で支払うものとします。
2. 会員は、会費等を在籍する月の月末までの分を、前月 20 日までに支払うものとします。但し、入会時の初回支払時期については別途定めます。
3. 会員は、実際の施設利用の有無にかかわらず、当社が定める会費等を全て支払う義務があります。一旦支払われた会費等は、本規約の定めがある場合を除いて返還されません。
4. 当社は、会費等の改定を行うことができます。その場合適用日の 2 週間前までに会員に告知するものとし、以後は改定後の会費等が適用されるものとします。

5. 会員は、会費等その他の当社への債務を支払期日までに履行しない場合、支払期日の翌日から支払日までの日数に年 14.6%の割合による遅延損害金を会費等その他の債務と一括して当社が指定する方法で支払わなければなりません。その際の支払に必要な振込手数料等の費用は当該会員の負担とします。

第 5 条(会員プランの変更)

会員は、プランの変更をする場合は、変更希望月の前月の 10 日までに所定の手続きを行うものとし、その場合、翌月 1 日からプランが変更されます。

第 6 条(会員以外の当施設の利用)

当社は、如何なる場合においても会員及び体験レッスン以外の施設利用を認めません。

第 7 条(遵守事項)

会員は本規約に別途定める他、以下の事項を遵守しなければなりません。

- (1)当施設の利用にあたっては、施設内に掲示されたルール、習慣上のルール、当社の説明や指示に従うこと。
- (2)当施設またはその敷地内において、物品販売や営業行為、金銭の貸借、勧誘行為、政治活動、無許可のアンケート協力の依頼行為、署名活動を行わないこと。
- (3)刃物等の危険物や、他者または施設・器具を傷つける可能性のある物品を当施設または敷地内へ持ち込まないこと。
- (4)正当な理由なく他者の所持品に触れないこと
- (5)当施設の利用を認められていない者を同伴させないこと
- (6)大声、奇声を発する行為、他の会員やスタッフを畏怖させる言動、その他迷惑と受け取られる言動を行わないこと
- (7)他の会員やスタッフに対し、待ち伏せし、後をつけ、またはみだりに話しかける等の行為をしないこと
- (8)正当な理由なく、面談、電話、その他の方法でスタッフを拘束する等の迷惑行為をしないこと
- (9)動物(あらかじめ許諾たせられた介助犬は除く)を施設内に持ち込まないこと
- (10)他の会員のクラブ利用を妨げる行為をしないこと
- (11)当施設の秩序を乱し、またはその名誉、信用もしくは品位を傷つける言動をしないこと
- (12)当施設内で喫煙をしないこと
- (13)当施設内に軽食及び飲料(アルコール含む)の持込みを可とするが必ずゴミ、空き缶等は会員自身で持ち帰り施設を清潔に保つこと
- (14)会員は当社が防犯を目的として当施設内(トイレは除く)に複数の防犯カメラを設置し、録画・記録することをあらかじめ承諾すること

(15)当施設内設備につき、損害、汚損した場合または故障した場合は、あらかじめ告知した当社指定の連絡先に速やかに(遅くとも次の利用者が来るまでに)連絡すること。

(16)次の利用者のために、最低限の片付けを行うこと。

(17)利用者専用駐車場の注意事項を承諾し、遵守すること。

(18)ゴルフブース内において以下の禁止事項をしないこと

1 打席、打席以外での打席幅を超えるようなスイング(横振り等)を行うこと

2 プレーヤー以外の方の打席、打席通路および打席付近への立ち入り

3 打席設備の移動および不適切と思われる使用を行うこと

4 当施設備付のボール以外を使用すること

5 当施設のボールや備品を持ち出すこと

6 その他注意事項

・当施設はスタッフの常駐は無く、会員様ご自身での設備利用となる場合が有ります。

・火災、地震等の自然災害が発生した場合は、会員自身の責任と判断において避難等を行うこと。

・自己責任において健康管理をしたうえで当施設を利用し、身体に不調があるときは利用を控えること。

第 8 条(施設利用の禁止、退室)

1. 当社は、以下の各号のいずれかに該当する者につき、相当期間の施設からの 退場を命じることができます。

(1)本規約その他当施設の諸規則を違反した者

(2)当施設において第 3 条に定める入会資格を欠いていると判明した者、または入会後に欠くこととなった者

(3)当施設において体調不良や過度の飲酒、薬物使用等により正常な施設利用が出来ないと判断した者

(4)当施設において著しく不潔な身体または服装の者

(5)当施設の承諾なく予約管理システムを使用せずに入館した者

(6)本規約の手続に従わず、会員以外を入室させた者および入室した者

(7)会費等を 1 ヶ月以上滞納した者

(8)上記の他、当施設にて入室の禁止または退場を命じることが適切であると判断した者

2. 当施設への入室禁止となった会員は、当該禁止期間中も会費等を支払わなければなりません。

第 9 条(退会)

1. 会員が自己の都合により退会する場合は、当社所定の手続きを行った上で退会となります。

2. 上記手続きは原則当社指定の電磁的方法によるものとし、所定の入力フォームへの入力

を行い、当社の受領確認をもって手続の完了となります。

3. 退会手続きは、退会を希望する月の 10 日までにまでに行うものとし、その場合当月末日をもって退会となります。

4. 各月の 11 日以降に手続きがとられた場合は翌月の末日をもって退会となります。

5. 本条の退会手続が完了しない場合は在籍となり、当施設の利用が無い場合でも会費が通常に発生します。

6. 会費等の全部または一部が未納の場合は、第 1 項の退会手続と同時に完納しなければなりません。

第 10 条(届出等)

1. 会員は、入会手続時に申告した内容に変更があったときは、速やかに所定の方法にて変更の届出をしなければなりません。

2. 当社ならびに当施設から会員への諸通知等は、会員から届け出のあった住所またはメールアドレス等宛に行い、その発送をもって効力を有するものとし、未達や延着等の場合でも、当社は発送後の責は負いません。

第 11 条(退会処分)

1. 当社は、会員が次の各号のいずれかに該当する場合は、当該会員を強制的に退会させること(以下「退会処分」といいます)ができます。

(1)本規約およびその他当社が定める諸規則を遵守しないとき

(2)当施設内外にかかわらず、法令、条例または公序良俗に反する行為を行い、当施設の運営に影響が生じると判断したとき

(3)当施設において第 3 条に定める入会資格を欠いていると判断したとき(入会に際し虚偽の申告を行い、あるいは入会資格に関わる重要な事実を故意に申告しなかったときも含みます)

(4)会員の自己の都合により会員費の全部もしくは一部を 1 ヶ月以上滞納したとき

(5)その他、当施設において会員としてふさわしくない言動があり、改善を見込めない時

2. 当施設から強制的に退会させられた会員は、退会時から当施設の利用はできません。

3. 当施設から強制的に退会させられた会員に対しては、当社は、前納分または既払分の会費等があっても、これらを返還することはいたしません。

4. 強制退会となった会員は、将来にわたり期間の定めなく全ての当社のサービスを利用することはできません。

第 12 条(資格喪失)

1. 会員は、次の場合に、自動的にその会員資格を喪失します。

- (1)退会、強制退会の処分を受けたとき
- (2)死亡、または法人が解散したとき
- (3)当施設が閉鎖されたとき

第 13 条(会員資格の譲渡禁止等)

当施設の会員資格は本人限りとし、第三者への譲渡、売買、貸与、名義変更、質権の設定その他担保に供する等の行為または相続その他の包括継承はできません。

第 14 条(営業日および営業時間)

当施設の営業日、営業時間については当施設が別に定めます。但し、気象災害時等の理由により事前告知なく変更する場合があります。

第 15 条(施設の利用制限)

1. 当社は、次の理由により当施設の全部または一部を閉鎖、もしくは変更することがあります。そのような制限がなされた場合でも別に定める場合を除いて会費等の支払義務が免責されることはありません。

- (1)気象・災害等により営業が困難であると認めたとき
- (2)設備の点検、補修または改修をするとき
- (3)法令の制定、改廃、行政指導、社会的情勢の著しい変化、その他運営上等やむを得ない事由が発生したとき

2. 前項の場合、事前にその旨を当施設のホームページ等にて告示いたします。但し、緊急を要する場合はこの限りではありません。

第 16 条(施設の閉鎖・変更)

当社は次の理由により当施設の全部または一部を閉鎖、もしくは変更をすることがあります。

- (1)気象・災害等により営業が困難であると認めたとき
- (2)法令の制定、改廃、行政指導、社会的情勢の著しい変化、その他運営上等やむを得ない事由が発生したとき

(3)当社は、会員に対して、30 日以上的事前予告期間をもって通知することにより、当サービスの全部または一部を閉鎖もしくは変更させることができるものとします。

(4)当社が本サービスの全部または一部を閉鎖もしくは変更し、または中断・停止した場合であっても、当社は本利用規則で明示的に定める場合を除き、会員に対して一切の責をおいせん。

第 17 条(賠償責任)

1. 当施設内で発生した紛失、盗難、傷害、その他の事故については、当社は、その故意または重過失による場合を除き、一切の責をおいしません。
2. 会員または同伴者は、自己の責に帰すべき原因により、当施設または第三者に損害を与えた場合は、速やかにその賠償責任を果たさなければなりません。
3. 会員は、同伴者の責に帰すべき原因により発生した前項の損害についても、その同伴者と連帯して賠償責任を負わなければなりません。

第 18 条(再委託)

当社は、当施設の運営に関する業務の全部または一部を第三者に委託して行わせることができます。その場合において業務遂行のため必要な範囲で、会員の個人情報を提供する場合があります、会員はこれを了承するものとします。

第 19 条(通知予告)

当施設に関する通知または予告は、施設内に掲示する方法または電子メール等の電磁的方法により行います。

第 20 条(管轄裁判所)

会員と当施設の間で訴訟の必要が生じた場合は、名古屋地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

第 21 条(本規約その他の規則の改定)

当社は、本規約その他の規則を改定することができます。また改定後の本規約その他の規則は改定日以降すべての会員に適用されます。
本規約は 2024 年 1 月 1 日より発効します。

運営会社: 株式会社小松ゴルフ企画

〒480-1118 愛知県長久手市横道 2109 番地